職務内容書【監事(非常勤)】

財団法人東洋療法研修試験財団 監事(非常勤)

当法人は、平成2年3月28日に設立され、平成4年10月1日より厚生労働大臣の指定する指定試験機関・指定登録機関としてあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験・登録の事務を行うとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に対する研修等の事業を通じてあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質の向上に努め、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的とした公益法人である。

今回公募する監事は、当財団において、業務の運営状況、法令・規程等の実施状況、予算の執行状況及び決算状況等が適正かつ効率的に行われているかどうか監査を行うポジションを担う者であり、法令、財務状況や決算状況の監査、医学的問題に精通し、リーダーシップに優れ、人格高潔な高い倫理観を有する人材を求めている。

1. 機関名:財団法人東洋療法研修試験財団

(法人の業務概要)

当法人は、主事業であるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験事務 及び登録事務を行うとともに、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の資質向 上を目的とした諸事業を行う。

主な業務内容は以下のとおり。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家試験の実施に関する事務
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の登録の実施等に関する事務
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に対する生涯研修会の実施
- (4) あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうに関する調査研究
- (5) あん摩、マッサージ、指圧、はり及びきゅうに係る出版物刊行に関する事業
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2. ポスト: 非常勤 監事 1名

(任期2年:平成23年4月1日~平成25年3月31日)

- 3. 職務内容:
 - 次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計の監査
 - (2) 理事の業務執行状況の監査
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生労働大臣に報告する
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、

又は招集する

4. 必要な資格・経験等

- 原則として、就任の時点(平成23年4月1日)において、年齢が70歳未満であること。
- 民間企業等において、管理職等としてマネジメントを行った経験を有し、かつ、リーダーシップを発揮してきた経験を有すること(これと同等の経験を有することを含む)に加えて、複数の組織や多様な職種を管理する十分なマネジメント能力を有していると認められること。
- 法令遵守状況等の的確な監査を実施するために必要な知識・経験を有しており、法令 解釈に精通していること。
- 財務状況や決算状況の適格な監査を実施するため、それらの業務に従事した経験を有 しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- 当財団の個々の業務内容の適正性を判断し得るだけの医学的問題についての専門知 識を有していることが望ましい。

5. 勤務条件

勤務形態:非常勤

勤務地:東洋療法研修試験財団内

東京都港区芝大門1-16-3 芝大門ビル6階

勤務時間等:役員であることから勤務時間、休暇の定めなし

報酬:出席謝金(1回15,000円)

平成21年度実績3回出席

そ の 他: 当法人の規程等に定めるところによる。

6. 選考方法

- (1)一次選考(書類審査)
- (2) 二次選考(面接)
- (3) 選考委員会(選出)

外部有識者を含む選考委員会の審議を経て選出し、評議員会において選任する。

(4) 厚生労働大臣の認可を受け監事として任命。

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の①、②の書類を簡易書留により郵送すること。 なお、提出された書類については、返却しない。

① 履歴書

- ・ 氏名を自署の上、押印すること。
- ・ 3ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真(縦4cm×横3cm)を添付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、民間企業や国、地方公共団体等の経営・運営に係る職歴その他の 職歴を記入することとし、企業名又は団体名、職名及び職務内容を記入す ること。
- ② 自己アピール文書 (A4版 (40行×40文字) で1~2枚程度。公募ポストの職務内容及び必要な資格経験等を踏まえ、自らがこのポストに適任であること、当法人の将来ビジョン等をポイント毎に簡潔にまとめること。)
- (2) 応募書類の提出先

 $\mp 105 - 0012$

東京都港区芝大門1-16-3 芝大門ビル6階 財団法人東洋療法研修試験財団 総務部

(3) 応募期限

平成23年2月10日(木)必着

8. 欠格事項等

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師等に関する法律第3条の4第4項第4 号イ及び口に定める役員の欠格条項等に該当する場合は、監事になることはできない。

【参考】

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師等に関する法律 (昭和二十二年十二月二十日法律第二一七)(抄)

(指定試験機関の指定)

- 第3条の4 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。) を行わせることができる。
- ② 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうと する者の申請により行う。
- ③ 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 1. 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 2. 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ④ 厚生労働大臣は、第2項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験 機関の措定をしてはならない。
 - 1. 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 2. 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 3. 申請者が、第3条の17の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
 - 4. 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年 を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

- 第3条の5 指定試験機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ② 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第3条の7第1項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(指定登録機関の指定)

- 第3条の23 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。
- ② 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうと する者の申請により行う。